

## 区の施設のインターネット環境の現状について

### (1) これまでの経緯

区では、平成 23 年度から、通信事業者からの無償提供を受け、区民の利便性向上や災害対策を目的に、各施設に Wi-Fi スポットを設置している。

また、本庁舎 1 階やアニメーションミュージアム等には、区民の利便性向上や訪日外国人観光客向けに、区の費用負担による Wi-Fi スポットを設置している。

#### ※Wi-Fi スポットとは

Wi-Fi スポットとは、Wi-Fi を接続するための機器を設置することにより、インターネットが利用できるようになるエリアをいう。(Wi-Fi スポットの接続可能範囲は、設置した機器から概ね 20m 程度)

現在、区では、Wi-Fi スポットの設置の大きな目的を通信が混雑しがちな災害時の通信手段としていることから、Wi-Fi 接続機器を区民センター等のロビーに設置し、来庁者にはロビー付近で活用していただいている。

### (2) Wi-Fi 機器設置施設の状況 (令和 2 年 1 月現在)

設置施設	設置台数	設置事業者	設置費用	最大通信速度 (上り/下り)	利用対象者	フリー利用
地域区民センター、図書館	21基	au (KDDI)	無料	10Mbps/ 40Mbps	au、Wi2 契約者	20分 のみ
震災救援所、福祉施設、保育施設	123基	J:COM	無料	2Mbps/ 40Mbps	au、Wi2 契約者	不可
久我山会館等	3基	SoftBank	無料	11Mbps/ 54Mbps	SoftBank 契約者	不可
本庁舎、ゆう杉並、アニメーションミュージアム、就労支援センター	7基	NTT 東日本 (ギガらく)	有料	1,300Mbps/ 1,300Mbps	制限なし	可

### (3) 現在の課題

- 設置から 5 年以上が経過している機器が多く通信規格が古いため、通信速度が遅く同時接続数が少ない。また、故障が多くなっている。
- 無償提供された機器は設置事業者ごとに種類が異なるとともに、施設ごとに異なるサービスが提供されているため、災害時を除いて、携帯電話の通信事業者等と契約した

者以外が利用できない。

○無償提供されている機器について、事業者がサービスの終了を予定している。

#### (4) 今後の取組方針

○「Wi-Fi スポット設置・運用方針（令和元年 10 月）」に基づき、①区民の利便性向上、②観光、③災害対策を設置目的として、区立施設を中心に Wi-Fi スポットの設置・運用を行っていく。

○区では、令和 2 年 10 月から順次、地域 BWA 事業者から提供される無償の Wi-Fi スポットを設置し、災害対策や、区民の利便性向上などに活用していく。

#### (5) 地域 BWA を活用した Wi-Fi 設置予定施設

No.	施設分類	施設数	設置数
1	杉並区役所	1	6 台
2	地域区民センター	7	7 台
3	図書館	13	13 台
4	ゆう杉並（児童青少年センター）	1	1 台
5	杉並アニメーションミュージアム ／就労支援センター	2	4 台
6	太田黒公園・角川庭園	2	7 台
7	地域コミュニティ施設	5	5 台
8	震災救済所等	67	67 台
9	水害・土砂災害避難所等	2	2 台
10	特別支援学校	1	1 台
11	障害者施設	5	5 台

※「地域 BWA」とは、BWA（Broadband Wireless Access：広帯域異動無線アクセスシステム）のことで、「地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する」等の条件を満たす事業者に対し、総務省が電波の使用許可を与える制度であり、地域 BWA 事業者は、区内で許可された電波帯域を利用でき、その電波を利用すれば、Wi-Fi を使用できるようになる。